

給水装置工事設計施行基準

令和4年4月1日施行

令和4年12月21日一部修正

多賀城市上下水道部

《 目次 》

1	総則	
1. 1	目的	1
1. 2	用語の定義	1
1. 3	給水装置の種類	2
1. 4	給水装置工事の種類	2
1. 5	給水方式	3
1. 6	給水装置の構造及び性能	4
1. 7	工事の施行	6
2	設計	
2. 1	給水装置の安全・衛生対策	7
2. 2	調査	19
2. 3	計画使用水量及び給水管の口径	22
2. 4	給水管口径の決定	35
3	手続	
3. 1	給水装置工事の順序	49
3. 2	手続き方法	50
3. 3	竣工検査の手続き	54
3. 4	竣工検査	59
4	分岐からメーターまでの施工	
4. 1	配管技能者	65
4. 2	使用材料の指定	65
4. 3	給水管の分岐・分岐止め	66
4. 4	仕切弁・止水栓の設置	75
4. 5	メーターの設置	82
4. 6	逆止弁	90
4. 7	配管	91
4. 8	土工事等	96
4. 9	保護・保温工	99
5	メーター以降給水用具までの施工	
5. 1	基本事項	101
5. 2	給水管の施工	101
5. 3	給水管の特性	103
5. 4	保護・保温工	106

6 地域的特性による指定

6. 1	地域的特性	108
6. 2	埋設深度	108
6. 3	水抜栓（凍結防止給水用具）	108
6. 4	立上り管以降の配管特例	111
6. 5	非常用水栓	111
6. 6	受水槽への給水	111
6. 7	排流装置	112

7 中高層建築物直結給水

7. 1	基本事項	113
7. 2	設計の基本条件	114
7. 3	中高層建築物の給水装置	116
7. 4	完成試験	123
7. 5	直結給水装置の維持管理	123
7. 6	手続き方法	124

8 受水槽以下設備の設置基準

8. 1	総則	131
8. 2	受水槽の施工	131
8. 3	受水槽以下の設備	133
8. 4	受水槽以下設備の管理	134
8. 5	手続き方法	137
8. 6	受水槽以下設備の取扱要綱	138